

〔參照〕

昭和十五年九月二十日勅令第六百二十號國民體力法施行令抄録

國民體力法施行令の一部改正

國民體力法施行令(本誌第一卷第七號本欄所載)中一部改正は昭和十六年一月三十日付官報を以て公布を見たが、之を掲ぐれば次の如くである。

國民體力法施行令中改正

(昭和十六年一月二十九日勅令第一百八號)

國民體力法施行令中左ノ通改正ス

第七條及第十三條中「第十八條第一項」ヲ「第十八條第一項若ハ第二項」ニ改ム

第十八條第一項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ

陸軍又ハ海軍ニ使用セラルル被管理者ノ體力検査ニ付軍事上特ニ必要アル場合ニ於テハ前項ノ規定ニ拘ラズ陸軍大臣又ハ海軍大臣ハ厚生大臣ニ協議シ當該事業場ノ長ヲシテ其ノ體力検査ヲ行ハシムルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ陸軍大臣又ハ海軍大臣ハ其ノ結果ヲ厚生大臣ニ通報スルモノトス

第十九條中「前條第一項」ヲ「前條第一項又ハ第二項」ニ改ム

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

臨時農地價格統制令並臨時農地等管理令の公布

農地價格統制並に農地管理に關する勅令要綱については本誌第二卷第一號本欄所報の如くであるが、兩勅令とも夫々昭和十六年一月三十日及二月一日付官報を以て公布を見るに到つた。之を掲ぐれば以下の如くである。

臨時農地價格統制令

(昭和十六年一月二十九日勅令第一百九號)

第一條 國家總動員法(昭和十三年勅令第三百十七號)ニ於テ依ル場合ヲ含ム以下同ジ)第十九條ノ規定ニ

基ク農地ノ價格ニ關スル統制ハ宅地建物等價格統制令第五條第一項後段及第六條ノ場合ヲ除クノ外本令ノ定ムル所ニ依ル

第二條 本令ニ於テ農地トハ耕作ノ目的ニ供セラルル土地ヲ謂フ

第三條 農地ノ價格ハ當該農地ノ地租法ニ依ル貸賃價格ニ農林大臣ノ定ムル率ヲ乘ジテ得タル額ヲ超エテ之ヲ契約シ、支拂ヒ又ハ受領スルコトヲ得ズ但シ命令ノ定ムル所ニ依リ農地ノ讓渡人又ハ讓受人ニ於テ地方長官ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ農林大臣前項ノ率ヲ定メタルトキハ之ヲ告示ス

第一項ノ規定ニ依ル處分ハ前項ノ規定ニ依ル告示アリタル際現ニ農地ニ付存スル讓渡契約ニシテ當該農地ニ付既ニ讓渡人ノ權利ニ關スル登記アリタルモノ又ハ當該農地ノ引渡ヲ完了シタルモノニ對シテハ影響ヲ及ボスコトナシ